

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和5年8月28日(2023.8.28)

【公開番号】特開2023-82213(P2023-82213A)

【公開日】令和5年6月13日(2023.6.13)

【年通号数】公開公報(特許)2023-109

【出願番号】特願2023-62657(P2023-62657)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7068(2006.01)

A 6 1 P 31/14(2006.01)

A 6 1 P 31/16(2006.01)

A 6 1 P 31/20(2006.01)

A 6 1 P 31/18(2006.01)

A 6 1 P 43/00(2006.01)

A 6 1 P 31/12(2006.01)

A 6 1 K 47/54(2017.01)

10

【F I】

A 6 1 K 31/7068

A 6 1 P 31/14

A 6 1 P 31/16

A 6 1 P 31/20

A 6 1 P 31/18

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 P 31/12

A 6 1 K 47/54

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月18日(2023.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

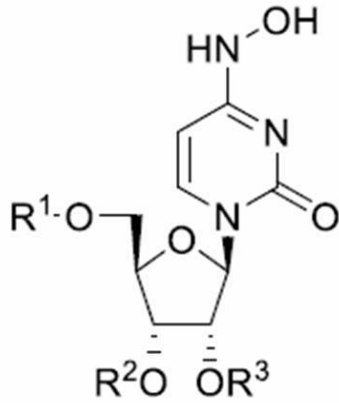
式V Iの化合物

30

40

50

【化1】

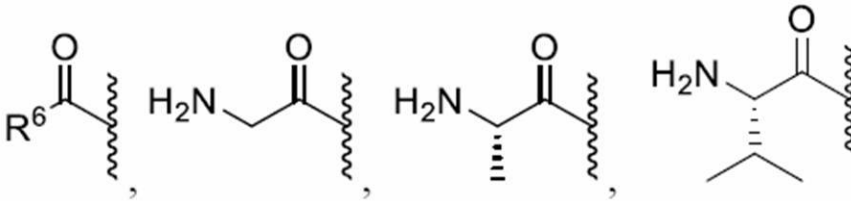


式 VI

10

またはその薬学的塩もしくは生理学的塩であって、式中、
 R^1 、 R^2 、および R^3 は、それぞれ独立して、以下：

【化2】



20

任意選択的に置換されたカーボネート、任意選択的に置換されたアセタール、および任意選択的に置換されたヘミアセタールから選択され、

R^1 、 R^2 、および R^3 は、任意選択的に、1つ以上の同じ、または異なる $R^{1.0}$ で置換され、

R^6 は、アルキル、カルボシクリル、ヘテロカルボシクリル、シクロアルキル、アルコキシ、カルボシクロキシ、ヘテロカルボシクロキシ、シクロアルコキシであり、 R^6 は、任意選択的に、1つ以上の同じ、または異なる $R^{1.0}$ で置換され、

30

$R^{1.0}$ は、アルキル、カルボシクリル、ヘテロカルボシクリル、シクロアルキル、アルコキシ、カルボシクロキシ、ヘテロカルボシクロキシ、シクロアルコキシまたはカルボニルであり、 $R^{1.0}$ は、任意選択的に、1つ以上の同じ、または異なる $R^{1.1}$ で置換され、

$R^{1.1}$ は、ヒドロキシ、アルキル、カルボシクリル、ヘテロカルボシクリル、シクロアルキル、アルコキシ、カルボシクロキシ、ヘテロカルボシクロキシ、シクロアルコキシまたはカルボニルである、

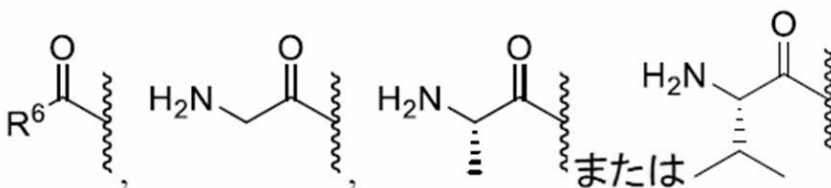
化合物またはその薬学的塩もしくは生理学的塩。

【請求項2】

R^1 が、以下：

40

【化3】



から選択され、 R^6 が、分岐アルキルである、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

R^2 および R^3 が、任意選択的に置換されたアセタールである、請求項2に記載の化合物

50

物。

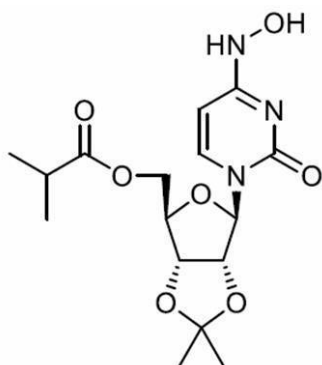
【請求項 4】

R² および R³ が、置換されたアセタールであり、それぞれ同じ R¹⁰ で置換されている、請求項 3 に記載の化合物。

【請求項 5】

前記化合物が、式：

【化 4】



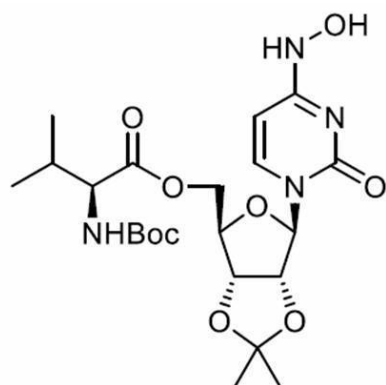
10

を有する、請求項 4 に記載の化合物。

【請求項 6】

前記化合物が、式：

【化 5】



20

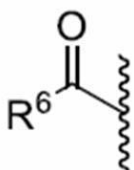
30

を有する、請求項 4 に記載の化合物。

【請求項 7】

R¹、R²、および R³ が、それぞれ独立して、以下：

【化 6】



40

から選択され、

R⁶ は、アルキル、カルボシクリル、ヘテロカルボシクリル、アルコキシ、カルボシクロキシ、ヘテロカルボシクロキシ、シクロアルコキシであり、R⁶ は、任意選択的に、1 つ以上の同じ、または異なる R¹⁰ で置換され、

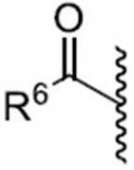
R¹⁰ は、アルコキシ、カルボシクロキシ、ヘテロカルボシクロキシ、シクロアルコキシまたはカルボニルである、請求項 1 に記載の化合物。

50

【請求項 8】

R²およびR³が、

【化 7】



である、請求項 1 に記載の化合物。

10

【請求項 9】

R⁶が、アルキル、カルボシクロキシまたはヘテロカルボシクロキシである、請求項 8 に記載の化合物。

【請求項 10】

R²およびR³が、カーボネートである、請求項 9 に記載の化合物。

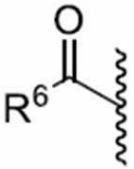
【請求項 11】

R²およびR³が、カーボネートである、請求項 1 に記載の化合物。

【請求項 12】

R¹が、以下：

【化 8】



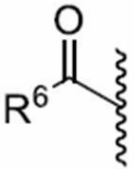
20

であり、R⁶が、分岐アルキルである、請求項 4 に記載の化合物。

【請求項 13】

R¹が、

【化 9】



30

であり、R⁶が、分岐アルキルである、請求項 11 に記載の化合物。

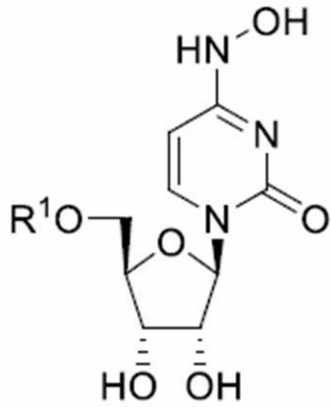
【請求項 14】

式XVIIIIの化合物

40

50

【化 1 0】

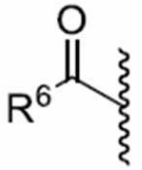


10

またはその薬学的塩もしくは生理学的塩であって、式中、

R¹は、以下：

【化 1 1】



20

から選択され、

R⁶は、R¹⁰で置換されたC₁~C₇のn-アルキルであり、

R¹⁰は、アリールである、

化合物またはその薬学的塩もしくは生理学的塩。

30

40

50